

福井県丹南広域組合職員の旅費に関する条例

平成 2年10月1日条例第13号
改正 平成17年10月1日条例第 3号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 6 項の規定に基づき、福井県丹南広域組合職員（以下「職員」という。）の旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間)

第 2 条 公務のため旅行する一般職の職員に対し支給する旅費に関しては、職員の旅費支給に関する条例（平成 1 7 年越前市条例第 5 2 号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 1 7 年条例第 3 号）

この条例は、平成 1 7 年 1 0 月 1 日から施行する。